

岡山市環境保全条例第29条の4に規定する自然環境配慮ガイドラインは以下の通りとする。

自然環境配慮ガイドライン

1. 計画地の選定段階における環境配慮

- (1) 希少野生生物の生息・生育環境に影響を与えやすい環境利用は自粛する。
- (2) 地域の生態系に影響を与えやすい環境利用は自粛する。

2. 計画地の土地利用及び施設配置等構想段階における環境配慮

- (1) 希少野生生物の生息・生育環境の保全や確保に努める。
- (2) 希少野生生物の生態や生息・生育環境への影響を避けるように努める。
- (3) 周辺と一体となった生態系ネットワークの形成に努める。
- (4) 水辺や緑地等、野生生物の移動空間の確保に努める。
- (5) 地域で保護の対象になっている野生生物の生息・生育環境の復元に配慮した工法や整備手法に努める。
- (6) 身近な自然とのふれあい空間の確保に努める。
- (7) 希少野生生物生息・生育地の上流域や隣接地域では、適切な保全対策に努める。
- (8) 地域の良好な水循環の維持・増進に配慮する。
- (9) 多様な野生生物が生息・生育する水辺や樹林地の確保・創出に配慮する。
- (10) 巨樹巨木、自然地形等景観資源の保全と活用に留意した施設配置等を検討する。
- (11) 湧水地・湿地等の自然地形の保全と活用に留意した施設配置等を検討する。
- (12) 土地の改変や土の移動量を最小にした施設配置等を検討する。
- (13) 地下水涵養機能の維持・増進に留意した施設配置等を検討する。

(14) 緑地の環境保全機能の維持・増進に留意した施設配置等を検討する。

(15) 河川・水路・ため池等の水質保全対策に努める。

3. 土地の改変や工作物の建設等工事段階における環境配慮

(1) 改変等工事に当たっては、生息・生育環境への影響を極力避けるように努める。

(2) 植生や地形改変等による地域の生態系への影響の回避・最小化に工夫する。

(3) 野生生物の生息・生育環境の確保等に留意した道路、池・堰等の整備を工夫する。

(4) 表土の保全と活用等による地域の生態系に留意した緑地の整備や緑化等を工夫する。

(5) 希少野生生物の生息・生育環境の分断防止、代替適地への移植や誘導を検討する。

4. 施設の操業や供用時における環境配慮

(1) 施設の供用や操業時における野生生物の生息・生育環境への影響低減に努める。

(2) 過剰な水利用や排水等による野生生物の生息・生育環境への影響防止に努める。

(3) 道路施設の供用や操業時等における野生生物の生息・生育環境への影響の低減に努める。

(4) 外来生物の放逐や移植防止に努める。